

令和4年度版

令和4年度  
税制改正に  
対応！

# 最新企業会計と 法人税申告調整の実務

公認会計士による徹底解説

日本公認会計士協会 東京会 編

A5判／592頁 定価：5,720円(本体：5,200円+税10%)

## 本書の特長

- 「賃上げ促進税制の抜本的な見直し」等、令和4年度税制改正と最新の会計基準に対応！
- 法人税の申告調整実務について、会計上・税務上の双方の観点から、留意点を押さえられる！
- 企業の経理担当者や税理士・公認会計士必携の書！



## CONTENTS

### 第1編 総論

- 第1章 制度改正の歴史
- 第2章 会計基準と申告調整

### 第2編 勘定科目別論点

- 第1章 流動資産
- 第2章 有形固定資産
- 第3章 無形固定資産
- 第4章 投資その他の資産
- 第5章 繰延資産
- 第6章 負債
- 第7章 純資産

### 第8章 損益

- 第9章 税額控除

### 第3編 個別論点

- 第1章 組織再編税制等
- 第2章 グループ関連税制
- 第3章 仮想通貨
- 第4章 外貨建取引
- 第5章 海外との取引
- 第6章 消費税
- 第7章 税効果会計
- 第8章 過年度遡及

- 第9章 欠損金の繰越控除及び繰戻し還付

- 第10章 修正申告及び更正・決定

### 第4編 令和4年度税制改正対応

- 第1章 法人税に関する令和4年度税制改正の概要
- 第2章 賃上げ促進税制

付録 災害に関する税制



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 法人税申告調整の実務における重要ポイントを網羅！

第2編 勘定科目別解説

## 4 除却

**ポイント**

- 会計上、有形固定資産の除去に伴う支出の不可避的な義務が存在する場合には資産除去債務が計上される。
- 法律上の義務に準ずるものに該当しない企業の自発的な計画による有形固定資産の除去は資産除去債務の計上対象にならない。
- 税務上は平成19年度税制改正で減価償却資産に係る残存価額の考え方が廃止されたため、税務上の耐用年数到来前に特別な理由で当該資産の使用を休止する等の原因以外に除却損失を計上することはない。

### 1. 会計上の取扱い

有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものについては、資産除去債務を計上する（金会基18号3(1)、計規2③六）。また、資産除去債務計上額と実際の支出額との差額は、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分、すなわち減価償却費として処理されるため、資産除去債務を計上している場合、除却損は原則として発生しない（金会基18号56、57、58）。

一方、有形固定資産の除去が企業の自発的な計画のみによって行われる場合は、法律上の義務に準ずるものには該当しない（金会基18号28）ので、耐用年数到来前に何らかの理由等によって有形固定資産を除去する場合には、帳簿価額が残っていることが想定されるため、除却損が発生する。また、有形固定資産について残存価額を設定している場合は、耐用年数到来以降の除却であっても除却直前の帳簿価額分の除却損が生じる。

第2編 有形固定資産

以上をまとめると以下ようになる。

除却損の発生するケース	資産除去債務の計上対象資産	資産除去債務の計上対象資産でない
	当初の除去予定時期より早急に早期に発生することとなった場合等、当該差額が真向原因により生じたものである場合は、特別損失として処理すること（金会基18号56(おま)	残存価額を設定している場合の除却

### 2. 税務上の取扱い

税務上の除却に関しては、法人税法及び法人税法施行令での定めがなく、一般的には、当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの（税法22③三）に該当すると考えられる。また、平成19年度税制改正で減価償却資産に係る残存価額の考え方が廃止されたことから、税務上の耐用年数到来前に特別な理由で当該資産の使用を休止する等の原因以外に除却損失は計上されない。こうした耐用年数到来前に何らかの理由で除却が生ずる場合については、法人税法と連して以下のように定めがある。なお、少額減価償却資産の除却については後述する。

除却損失の計上処理が認められるケース	除却損失の額	損益表文等
建物、構築物等でまだ使用に取用できるものを取り壊し	取り壊した資産の取壊し	法基附7-7①

会計上・税務上双方の観点から実務上の留意点を把握できる！

64

具体的な設例で  
会計・税務・申告までの  
処理が一目瞭然！

第2編 勘定科目別解説

### 設例

当社は製造業を営む資本金3,000万円の3月決算法人で、税務上の中小企業者等に該当します。20X1年4月1日に機械を購入しましたが、租税特別措置法第42条の12の4の特定経費向上設備等に該当します。積立金方式での処理を考えていますが、会計上及び税務上の取扱いについて教えてください。

(前提条件)  
機械取得価額：100,000千円  
償却方法：定額法  
定額法償却率：0.050  
耐用年数：20年 税効果は考慮しません。

・20X2年3月31日の処理  
20X1年4月1日に取得した租税特別措置法第42条の12の4の特定経費向上設備等は、税務上、特別償却限度額が取得価額と普通償却限度額の差額とされるため、実質的な即時償却が認められる。会計上は、特別償却分を積立金方式で処理する。

A. 会計上の仕訳	
(借) 減価償却費	5,000 (貸) 減価償却累計額
繰越利益剰余金	95,000
特別償却準備金*	95,000

\* 特別償却限度額 = 100,000 - (100,000 × 0.050) = 95,000

B. 税務上の仕訳	
(借) 減価償却費	5,000 (貸) 減価償却累計額
特別償却準備金繰入額	95,000
繰越利益剰余金	95,000

C. 申告調整の仕訳	
(借) 特別償却準備金繰入額	95,000 (貸) 繰越利益剰余金
	95,000

第2編 有形固定資産

(別表四の記載例 (抜粋))

区分	総額	処分	
		留保	社外流出
当期利益又は当期欠損の額	1		配当 その他
繰算 特別償却準備金認許額	95,000	95,000	

(別表五 (一)の記載例 (抜粋))

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
		減	増	
特別償却準備金			95,000	
特別償却準備金認許額		△95,000		△95,000
繰越利益金		95,000		

詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規ストア** **検索** CLICK!

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

キリトリ線

書名	価格	部数
「令和4年度版 最新企業会計と法人税申告調整の実務 公認会計士による徹底解説」 [079913]	定価 5,720円 (本体5,200円+税10%)	部

\* 弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\* 消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。  
\* 現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。  
(いずれかを✓で選択ください)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

代金引換手数料について	送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	
1万円以下の場合、330円(税込)	
3万円以下の場合、440円(税込)	
10万円以下の場合、660円(税込)	

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

ご住所

TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

E-mail 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

ご氏名

TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

E-mail 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

E-mail 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

**取扱い**

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎ FAX.0120-302-640

書店印